

居住誘導区域の変更の概要

1. 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画について

人口減少及び超高齢社会の進展に伴う多様な課題に対応し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を実現するため、法定計画である「立地適正化計画」と「地域公共交通計画」を一体の計画とし、令和3年度を始期とする「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定しております。

2. 居住誘導区域について

本計画においては、「人口が減少しても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより日常生活のサービスや公共交通、または地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域」として「居住誘導区域」を設定しております。

区域設定の基本的な考え方としては、市街化区域内の交通利便性が確保された地域等を基盤とし、国土交通省の都市計画運用指針に則り、土砂災害特別警戒区域や家屋倒壊等氾濫想定区域等、災害リスクの高い箇所を居住誘導区域から除外しております。

3. 居住誘導区域の変更が必要となった理由

(1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の誤りに伴う変更

令和7年10月、神奈川県が作成した相模川および中津川の洪水浸水想定区域図における「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」に誤りあったことが判明し、同年12月に正確な区域に修正されました。

これを受け、区域設定の基本的な考え方に則り、当該修正内容を反映した上で、居住誘導区域を変更します。

(2) 土砂災害特別警戒区域の反映

土砂災害特別警戒区域の変更に伴う居住誘導区域の変更については、新たな指定があった場合には速やかに変更を行うこととしています。一方で、区域指定の解除に関しては、計画の見直し時に併せて実施するものとしております。

今回、(1) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の誤りに伴う変更を行うため、これに併せて土砂災害特別警戒区域の変更を反映し、居住誘導区域を変更いたします。